

トピクス

2021年03月

- 1、中国最高人民法院知識産権法廷は、設立2週年の記者会見を開催
- 2、中国最高人民法院知識産権法廷は、2020年度における技術類知的財産権典型判例トップ10を発表
- 3、中国国家知識産権局は、『知的財産権の高品質な発展を推進するための年間作業ガイドライン（2021）』に関するお知らせを公布
- 4、2021年全国两会（全人代・全国政協）における知的財産権に係わるキーワード
- 5、中国国家知識産権局は、「重大な特許権侵害紛争を巡る行政裁決方法（意見募集稿）」を公表
- 6、2021年第1期の商標審査案件の審理状況月報
- 7、中国最高人民法院知識産権法廷の裁判要旨（2020）抜粋

1、中国最高人民法院知識産権法廷は、設立2週年の記者会見を開催

2月26日午前、最高人民法院は最高人民法院知識産権法廷で記者会見を開催し、最高人民法院知識産権法廷が設立2週年以来の活動状況を紹介し、『最高人民法院知識産権法廷における年間報告（2020）』及び最高人民法院知識産権法廷における典型的判例を発表した。

『最高人民法院知識産権法廷における年間報告（2020）』によるデータ公開

一、案件数が急増、審判の質と効果が持続的に向上

1. 案件の基本的統計データ

2020年、同廷が新規に受理した技術類知的財産権案件は3176件、審理終結案件は2787件であり、終結対受理の比率が88%、終結率が76%（2019年の既存512件も含む）である。2019年と比べ、案件受理件数は1231件増え、63%増長している。終結件数は1354件増え、95%近く増加した。

新規に受理した民事二審実体案件は1948件、受理件数が986件増え、2019年と比べて102%増加した。新規に受理した行政二審案件は670件であり、受理件数が429件増え、178%増加した。

審理終結した民事二審実体案件が1742件、終結件数が1156件増え、2019年と比べて197%増加した。審理終結した行政二審案件が494件、終結件数が352件増え、248%増加した。

2.裁判官一人あたりの終結案件数及び案件の平均審理周期の統計

2020年、裁判官一人あたりの終結案件数は82.5件であり、2019年と比べて110%増加した。民事二審実体案件の平均審理周期は121.5日であり、行政二審案件の平均審理周期は130.7日である。

3.案件の種類の統計

新規に受理した民事二審実体案件1948件の中には、発明特許権侵害を巡る紛争事件435件、実用新案権侵害を巡る紛争事件754件、特許出願権及び特許権帰属を巡る紛争事件163件、コンピュータ・ソフトウェアを巡る紛争事件360件、技術契約を巡る紛争事件67件、技術ノウハウを巡る紛争事件44件、植物新品種を巡る紛争事件40件、独占を巡る紛争事件30件、集積回路レイアウト設計を巡る紛争事件5件、その他の種類の紛争事件50件あった。前年度に比べると、新規に受理した民事二審実体案件の総数は102%増長している。特許出願権及び特許権帰属を巡る紛争事件は前年度の9件から163件まで急増し、全体を占める割合は第4位に上昇した。技術ノウハウを巡る紛争事件、植物新品種を巡る紛争事件、独占を巡る紛争事件、集積回路レイアウト設計を巡る紛争事件等の専門性・技術性の強い紛争事件の件数はいずれも前年よりも明らかに多くなっている。

新規に受理した670件の行政二審案件の中には、行政授權・権利確定類の案件622件、行政処理類の案件17件、その他の行政案件31件あった。行政授權・権利確定類の案件の中には、発明特許出願に係わる拒絶査定不服審判行政紛争事件226件、実用新案特許出願に係わる拒絶査定不服審判行政紛争事件18件、意匠特許出願に係わる拒絶査定不服審判行政紛争事件2件、発明権の無効行政紛争事件175件、実用新案権の無効行政紛争事件149件、意匠権の無効行政紛争事件52件あった。前年度に比べて、新規に受理した行政二審案件の総数は178%増長された。意匠権の無効行政紛争事件の件数は著しく増長されており、前年度の13件から52件まで増長している。

4.裁判結果の統計

2020年、法廷で審理終結した案件は計2787件あった。その中に、元の審裁判結果を維持した形で終結した案件は1667件、撤回の形で終結した案件は539件（上訴の撤回許可、上訴撤回と見なしたものを含む。中の上訴撤回許可の多くは、法廷の斡旋で民事事件の当事者の間に和解して上訴撤回を請求した案件である）、調停の形で終結された案件は158件（民事調停書を発行したもの）であり、調停・上訴撤回率は25%であり、差戻または改めて判決を下す形で終結した案件は405件であり、差戻で再判決の率は15%であり、その他の形で終結した案件は18件あった。

審理終結した1742件の民事二審実体案件の中に、元審裁判の結果を維持した形で終結した案件は779件、上訴撤回の形で終結した案件は463件、調停の形で終結した案件は158件あるが、その調停・上訴撤回率は36%であり、差戻または再度判決を下す形で終結した案件が339件あり、差戻・再判率が19%であり、その他の形で終結した案件は3件あった。

行政二審案件で審理終結した494件の中に、元の審裁判結果を維持した形で終結した案件は430件、撤回の形で終結した案件は22件あったが、その上訴撤回率は5%であり、差戻または再判決を下す形で終結した案件は39件あり、差戻・再判率は8%であり、その他の形で終結した案件は3件あった。

5. 渉外案件、または香港・マカオ・台湾に係わる案件の統計

2020年、同廷は渉外案件、または香港・マカオ・台湾に係わる案件計376件を受理し、受理した案件の総数の12%を占め、2019年と比べ116%増長している。その中に、民事二審案件228件、行政二審案件148件あった。

同廷は渉外案件、または香港・マカオ・台湾に係わる案件計281件審理終結し、終結した案件総数の10%を占め、前年度と比べ187%増長している。その中に、民事二審案件185件、行政二審案件96件あった。

二、案件に係わる分野の特徴は明らかであり、保護強化の方向性は目立っている

1. 案件全体の特徴

第一、実体案件の件数が急増されていること。新規に受理された二審実体案件は2618件であり、前年度に比べると、118%増長している。その中に、新規に受理した行政二審案件は670件であり、前年同期の2.8倍を上回り、増長幅が最も大きい。新規に受理した民事二審実体案件は1948件であり、前年同期の2倍以上である。

第二、新しい分野・新しい業界態様に係る案件が数多くあること。同廷が受理した戦略的新興産業に関わる案件は478件あり、受理した案件総数の13%を占めている。その中に、新世代情報技術産業に係わる案件276件、生物医薬産業に係わる案件94件、ハイエンド設備製造産業に係わる案件50件、省エネ環境保護産業に係わる案件33件、新素材産業に係わる案件21件、新エネ産業に係わる案件3件、新エネ自動車産業に係わる案件1件あった。

第三、社会の注目度が高いこと。案件の法廷審理のオンラインビデオの平均視聴量は1.9万回以上であり、視聴量が10万回を超えた案件は47件もあった。

2. 特許に関わる民事案件の特徴

第一、実用新案権を巡る権利侵害紛争事件が占める割合が低下すること。この種類の紛争事件が占める比重は2019年の47%から2020年の38%に低下している。

第二、特許出願権及び特許権の帰属を巡る紛争事件数の増長が速いこと。この種の案件は前年度の9件から163件に急増しており、主に職務発明、技術ノウハウ侵害、技術契約という三種類の基礎的法律関係に係わったものである。

第三、特許に関わる大量権利擁護案件の数が減っており、法廷が採った関連措置は初歩的効果を示している。2019年の同期に比べ、2020年の下半期における特許の大量権利擁護案件の数が大幅に減っており、124件から40件に減少した。

第四、複雑な技術的事実の究明、問題点調べに係わる案件が多くなっていること。

第五、行政機関が知的財産権侵害として訴えられる状況が増えていること。

3.特許行政案件の特徴

第一、関連する技術分野は広く、特許の種類は発明特許がメインである。技術が占めた比重が大きいのは依然として機械分野であり、関連する特許の種類は発明がメインであるが、実用新案はその次であり、意匠は最も少ない。発明特許出願に関わる拒絶査定不服審判案と発明特許権の無効に係わる行政紛争案は計401件であった。

第二、案件の争点は進歩性、新規性の有無がメインである。特許権の権利付与や権利の確定に関する案件において、争点が進歩性、新規性の認定に係わる案件の割合が90%以上であり、その中で、進歩性の認定がメインとなっている。

第三、裁判の差戻・再判率の絶対的数値は低いが、同期に比べ、その増長は目立っている。審理終了した行政二審案件は494件であったが、差戻または再判決を下した案件は39件であり、差戻・再判率は8%であり、絶対的数値は特許民事案件より低いが、前年度の特許行政案件の3.5%という差戻・再判率と比べれば、増幅は倍増された。

第四、上訴人は特許権者、特許出願人がメインである。法廷で審理終了した444件の特許権の付与・特許権の確認に関わる案件の中、特許権者、特許出願人による上訴案件は377件であり、84.9%を占めている。無効宣告請求人による上訴案件は44件であり、9.9%を占めている。国家知識産権局による上訴案件は30件であり、6.8%を占めている（データ統計には複数方の当事者による上訴案を含んでいる）。

2、中国最高人民法院知識産権法廷は、2020年度における技術類知的財産権に関わる典型的判例トップ10を発表

2月26日、最高人民法院知識産権法廷設立2週年の記者会見を機に、2020年度における技術類知的財産権に関わる典型的判例トップ10が発表された。

1、無線通信分野の標準必須特許の「訴訟差止命令」に係わる3事件

最高人民法院知識産権法廷は、中国の裁判所が知的財産分野における初の「訴訟禁止令」性質の行為保全裁定を行い、「一日間罰金」（Day Fine）の措置を画期的に適用して、行為保全裁定の執行確保を図った。

2、「バニリン」技術ノウハウを巡る巨額の損害賠償金の支払いを判決した事件

同事件の賠償金額は1.59億元であり、中国の裁判所で発効された判決で賠償金額が最も高い営業秘密侵害事件となる。

3、「カポ」に関わるノウハウを巡る懲罰的賠償事件

同事件は、最高人民法院で行った初の懲罰的賠償の事件であり、最終的に、法定懲罰的賠償の最大倍数である5倍の倍数が確定された。

4、NXコンピュータ・ソフトウェア著作権侵害事件

同事件は、訴訟参加者が証拠保全を妨害することによる結果を明らかにし、被訴侵害者の訴訟における行為を損害賠償を確定する際に考慮に入れる要因とした。

5、「自撮り棒」実用新案特許に関わる大量権利擁護シリーズ事件

最高人民法院は権利侵害の元となる製造業者に対して、権利侵害で処すペナルティの度合いを引き上げ、特許権者に対して、直接権利侵害製品の製造段階に遡って権利行使をするよう励ました。

6、「二次リチウムイオン電池」に係わる発明特許無効事件

同事件は、二組以上の異なる数値範囲で共に特許請求の範囲を限定する請求項が明細書からの支持を得られるか否かについての判断基準を明確にした。

7、「ポータル・サイトにアクセスする方法」に係わる特許民事・行政交差処理両事件

最高人民法院知識産権法廷は、知的財産権に係わる民事、行政上訴案件を統一に審理する制度上の優位性を発揮し、手続きの交差によって引き起こされ得る手続きの架空・長引きする問題及び請求項の解釈が一致しない裁判尺度の問題を解決した。

8、「リチウム電池保護チップ」に係わる集積回路レイアウト設計権利侵害事件

同事件は、最高人民法院が受理した初の集積回路レイアウト設計専用権紛争に係わる二審案件である。同事件は、集積回路産業のイノベーション・発展を規範化させるのに指導的意義を有するものである。

9、博生社vs.「Tmall」、リバーズ行為保全事件

同事件は、最高人民法院がなされた初のリバーズ行為保全に係わる案件である。動的保証金の適用によって、特許権者、被訴権利侵害者及び電子商取引プラットフォーム経営者という三者利益上のバランスが旨く取れるようになった。

10、「中国レンガ工業協会（CBTA）」独占事件

同事件は、水平独占協議の自主的実施者が独占禁止法の趣旨で救済しようとする対象ではないことを明らかにし、法律に基づき水平独占行為を打撃し、公平な競争秩序を維持するのに重要な意義のある事件である。

3、中国国家知識産権局は、『知的財産権の高品質な発展を推進するための年間作業ガイドライン（2021）』に関するお知らせを公布

近頃、国家知識産権局は、『知的財産権の高品質な発展を推進するための年間作業ガイドライン（2021）』に関するお知らせを公布し、2021年の任務リスト22項を発表した。同『リスト』では、商標または特許代理機構による違法行為を厳しく打撃し、悪意による商標買い貯め、商標先取り登録のために代理サービスを提供する行為、及び、資格証書を偽って他社に利用させること、無資格で特許代理業務に従事すること、イノベーションを目的としない非正常

な特許出願を代理する行為、不正な手段で業務を招き寄せる等の行為を重点として打撃すること、知的財産権出願への資金援助を全面的に取り消すことなどが言及された。

4、2021年全国両会（全人大・全国政協）における知的財産権に係わるキーワード

3月5日午前、第十三回全国人民代表大会第四次会議は北京人民大会堂で開幕した。

李克強総理は政府活動報告において次のことを話した。科学技術のオープン協力を促進し、知的財産権の保護を強化し、市場化メカニズムを運用して企業のイノベーションを励起しなければならない。企業のイノベーションにおける主体的地位を強化し、リーディングカンパニーがイノベーションのための連合体を組み立てることを励まし、産学研用の融合ルートを開拓し、科学技術の成果を財産権にする奨励制度を健全化にし、ベンチャー投資の監督管理メカニズム及び発展政策を完備させ、着実に国民の創業精神を励起し、民衆のイノベーション事業を推し進めなければならない。

全人大の代表および全国政協の委員による提案、意見の一部

- 営業秘密保護法の施行を提案
- 権利侵害者に対するペナルティの度合いをさらに引き上げ、イノベーション・発展を保護、励起すること
- チップ産業チェーンにおける知的財産権の保護を強化すること
- 科学技術型中小企業の知的財産権への保護を強化すること
- 国が新技術・新製品に関する国家基準の専用快速ルートを設けることを提案
- 重大な海外に係わる知的財産案件についての業界コミュニケーション検討メカニズムの構築を提案
- 中国における医薬品特許チェーン制度体系の構築を加速し健全化させることを提案
- 知的財産権保険制度の構築を加速させること
- 知的財産権侵害者ブラックリスト制度の構築
- オンライン知的財産権への保護を強化し、産業チェーンによる権利侵害を打撃することを提案
- 農業分野の知的財産権保護の責任及び法的サービスを強化すること
- リチウム電池業界における知的財産権の保護を強化すること
- 知的財産権投資銀行を設立し、科学技術イノベーション転化メカニズムを最適化にすること
- インターネットプラットフォームによるシステムの独占を研究し、『独占禁止法』の改正を推進すること
- グローバルにおける知的財産権の整備に深く参与すること

- 知的財産権に関わる質入れ、融資を推し進めること
- 民主的党派の中央委員会、中華全国総工会（労働組合）による提案の一部分
- 中国企業の海外における知的財産権保護を強化し、サポート体制を構築すること
- 新技術を利用して知的財産権の保護を完備させること
- 力を入れて知的財産権サービス業を発展させ、科学技術イノベーションを促進すること
- 科学技術イノベーション型企業の成長を推し進め、科学技術面の独立性と強大化をサポートすること
- 科学技術の成果転化メカニズムを完備させ、中小企業のイノベーションと成長をサポートしていくこと
- 医薬品のイノベーションと知的財産権の発展を推し進めること
- リサーチ型病院の建設を強化し、医薬産業のイノベーション及び発展を促進すること

5、中国国家知識産権局は、「重大な特許権侵害紛争を巡る行政裁決方法（意見募集稿）」を発行

近頃、国家知識産権局は、『重大な特許権侵害紛争を巡る行政裁決方法（意見募集稿）』につき公に意見を募集することに関するお知らせを公布した。関係のある団体や各業界の方々には2021年4月2日までにEメール、ファックスまたは書簡の方式で修正や完備化させる意見を提示できるとされている。

6、商標評審案件に関する審理状況月報2021年第1号の統計データ

2020年12月16日から2021年1月15日にかけて、各種評審案件に係わる請求につき、計39979件を受理し、同期と比べ3.01%増加された。審理を経て署名・交付された各種評審案件は32595件であり、同期と比べ8.02%減少された。行政復議請求は計113件受理し、同期と比べ20.98%減少した。行政訴訟につき、一審被訴案件は計1593件受理したが、同期と比べ27.03%増長しており、前月と比べ13.42%減少された。

7、中国最高人民法院知識産権法廷の裁判要旨（2020）抜粋

『最高人民法院知識産権法廷の裁判要旨（2020）』は、最高人民法院知識産権法廷が2020年に審理終結した2787件の技術類知的財産案件の中から55件の典型的判例を厳選し、46条の裁判規則をまとめた。それには、最高人民法院知識産権法廷が技術類知的財産権裁判領域にお

いて難解な、複雑な新型案件を取り扱う場合の司法理念や審理時の考え方、裁判方法が反映されている。

特許民事事件の裁判

1.特許請求範囲における「一」の解釈

特許請求範囲における「一」は、数の意味での限定作用を当然のように有するものではない；当業者が特許請求の範囲及び明細書を読んだ後の理解に基づいて、その具体的な意味を確定すべきである。

2.特許権侵害判断における「生産経営の目的のため」の認定

特許法第11条第1項でいう「生産経営の目的のため」というのは、営利的活動に従事することと簡単に該当させることもできず、特許実施主体の機構の性質のみに基づいて認定することもできない。特許実施行為そのものに着目して、該行為が市場活動に該当するか否か、特許権者の市場利益に影響を及ぼすか否か等の要因を考慮して総合的に判断しなければならない。

3.「意識的除外」規則が均等論の適用への制限

当業者が、特許請求の範囲、明細書を読んだ後、特許出願人または特許権者が請求の範囲において、ある特徴の文言上の意味を特に強調し特定の技術案を意識的に除外していると判断する場合、当業者は均等論を適用することによって除外された技術案を特許権の保護範囲に納入してはならない。

4.発明特許出願が拒絶査定にされた後の同一する技術案についての同日出願の実用新案権による権利侵害の救済

当事者が同一の技術案につき同日に発明特許及び実用新案特許を出願し、発明特許出願が新規性欠如または当業界のある引用文献に基づいてその進歩性が否定され特許査定にならず、かつその法的状態が確定されており、当事者が別途特許査定になった実用新案に基づいて権利侵害の救済を求める場合、人民法院はそれを支持しない。

特許行政案件の裁判

5.二組以上の異なる数値範囲の技術的構成要件にて共同で限定した特許請求の範囲が明細書の支持を受けられるか否かの判断について

二組以上の異なる類型の数値範囲に関わる技術的構成要件にて共同で特許請求の範囲を限定する請求項の場合、当業者が明細書を読むことにより各数値範囲の技術的構成要件の間に相互に対応する関係が存在することを確定することができ、回数が限られた実験により発明の目的に合致する具体的実施形態を得ることができ、かつ過度の労力を要することなく発明の目的を達成できない技術案を排除することができるならば、該請求項は明細書からの支持を得られると考えるべきである。

6.公知常識的証拠の認定

公知常識的証拠とは、通常、技術辞書、技術マニュアル、教科書等、関連する業界の基本的技術知識を記載する文献のことを言う；技術辞書、技術マニュアル、教科書以外の文献が公知

常識的証拠に該当するか否かは、関連する文献を載せた媒体の形式、内容及びその特徴、対象、伝播範囲等の要素と結び付けて具体的に認定する必要がある。

7. 授権を得ないとアクセスできないネットワークスペース中の情報が従来設計または従来技術を構成するか否かの認定

授権を得ないとアクセスできないネットワークスペース中の情報が従来設計または従来技術を構成するか否かについては、当該ネットワークスペースの主な用途、情報のアップロード時間及び開示状況等の要素を総合的に分析し、関連する特許の出願日の前に、該情報が公衆が取得しようと思えば取得できる状態にあったか否かを基準として判断すべきである。授権を得ないとアクセスできないネットワークスペースが主にビジネス用途をメインとするものである場合、それは全ての人に公開されていると推定することができる。但し、反対の証拠により、該ネットワークスペースは未公開のものであり、または特定の人にしか開示されていないことがと証明できる場合は除外である。

8. 技術的構成要件の認定において発明の構想についての考慮（該入選された判例は、北京三友が代理人とした欧瑞康紡績有限及び両合会社、国家知識産権局vs.被訴人である浙江越劍インターネットリジェント装備股份有限公司との間の特許権無効行政紛争案件である）

発明構想が各技術要素の組み合わせにあり、かつ従来技術がこのような組み合わせについての教示を開示したこともなく、このような組み合わせによる技術効果も開示していない場合、本件特許の最も従来技術に近い技術的構成要件を確定する際、互いに組み合わせられた複数の技術要素を一つの全体と見なし、一つの区別できる技術的構成要件として認定することができる。

9. 従来技術改良の動機付け

従来技術改良の動機付けは必ずしも最も近接する従来技術に存在する不備を解消すること由来するものとは限らない。最も近接する従来技術に顕著な不備が存在しない場合、依然として解決する必要のある技術的課題が存在する可能性があり、これにより改良の動機付けが生じ得る。

10. 最も近い従来技術が区別的技術構成要件応用の改良動機に関する判断への影響を明確に排除する

発明創造の技術方案と最も近い従来技術との間に区別的構成要件が存在しており、かつ、該従来技術が明確に当該区別的構成要件の応用を排除する場合、当業者が区別的構成要件が解決する技術課題に直面するとき、当該従来技術について対応する技術的改良を行うことによって特許請求する技術案を得ようとする動機付けがないと認定することができる。

11. 並行無効宣告手続における請求項補正の影響

同一特許権に係わる複数の無効宣告請求の審理手続において、特許権者はその中の一つの手続において請求項を補正し、かつ、該補正が国家知識産権局によって受け入れられた場合、補正前の請求項を審理の基礎とした後の被訴決定によって生じた特許権利確定に係わる行政案件

は審理の基礎がなくなったため、引き続き審理をする必要がなくなる。その場合、人民法院は関連する後の被訴決定を取り消すべきであるが、国家知識産権局に対し改めて決定を下すよう命じる旨の判決を行う必要がない。

12.化合物が新規性を具備しない推定を覆す挙証責任

従来の技術文献により特許出願または特許請求する化合物が開示された場合、該特許出願または特許は新規性を具備しないと推定することができるが、特許出願人または特許権者が出願日の前に該化合物を製備できないことを証明する証拠を提供できる場合は除外する。その場合では、特許出願人または特許権者は、該従来の技術文献に記載された実験方法によって該化合物を製備できないことを証明すべきばかりでなく、当業界の汎用実験方法を採用し、かつ当業者の通常スキルを十分に発揮するとしても、該化合物を製備できないことを証明しなければならない。

管轄権など手続きに関わる案件の裁判

13.海外に係わる民事紛争案件の管轄権に関する適切関連性原則

中国国内に住所及び代表機構のない被告に対して提起された海外に係わる民事紛争案件について中国法院は管轄権を有するか否かは、該紛争事件と中国との間に適切な関連性があるか否かを審理すべきである。ライセンスの標的の所在地、特許の実施地、契約の締結地、契約履行地の中の一つが中国国内にある場合、該案件と中国との間に適切な関連性があるとして、中国法院は該案件に対する管轄権を有すると考えるべきである。

14.請求による証拠保全時の考慮要素

証拠保全の請求については、人民法院は証拠保全請求が根拠とした初歩的証拠と証明しようとする案件事実との間の関連性や、証拠保全の必要性及び実現可能性等の要素を総合的に考慮して判断すべきである。証拠保全の必要性については、証拠保全請求の証拠と案件事実との間に関連性があるか否か、証拠保全請求の証拠には滅失のリスクがあるか否か、または今後で取得しにくくなるか否か、及び出願人が合理的で合法的証拠取得手段を尽くしたか否か、等の要素を考慮に入れることができる。